

ぐんま緑の県民税について

(森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税)

1 趣旨

群馬県は県土の3分の2を森林が占める関東一の森林県です。

本県の豊かな森林は、水源涵養をはじめ、災害防止、地球温暖化防止などの公益的機能を有し、私たちの安全・安心で豊かな暮らし、活発な経済活動を支えています。

しかしながら、山村地域の過疎化や高齢化、木材価格の低迷などにより、適切に管理されない森林が増加し、森林の公益的機能の低下が懸念されています。また、近年、局地的な集中豪雨の頻発や水源地域における外国資本による森林買収など、新たな課題も発生しています。

森林は県民共有の財産です。この大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、県民税均等割の超過課税として「ぐんま緑の県民税(通称)」を平成26年4月から導入します。

2 制度の概要

(1) ぐんま緑の県民税による事業案

(単位：億円)

項目	内容	事業費	
		5年間の事業費	年間事業費
森林環境の保全 【5.5億円】	水源地域等の森林整備 (条件不利な森林(人工林)の整備、簡易水道等の上流に位置する森林の整備、松くい虫被害林の再生等)	26.5	5.3
	ボランティア活動・森林環境教育の推進 (ボランティアセンターの整備、森林環境教育の指導者育成等)	1.0	0.2
市町村提案型事業 【2.6億円】	市町村やボランティア団体などが行う事業を支援 (平地林の整備、里山・竹林の整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林の公有林化等)	13.0	2.6
その他経費 【0.1億円】	ぐんま緑の県民税の必要性や事業のPR、事業成果報告書の配付など	0.5	0.1
	事業の透明性を確保するため、学識経験者や県民等からなる第三者機関を設置・運営		
合 計		41.0	8.2

(2) 制度の仕組み

①課税方法 県民税均等割の超過課税方式

②税率 個人 年額 700円
法人 年額 均等割額の7%相当額

③税収見込額 平年度ベース 8.2億円(個人 約6.6億円、法人 約1.6億円の見込み)

④課税期間 5年間

⑤基金設置による用途の明確化

ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、森林環境を保全するための施策に充て、使い道を明確にします。

⑥透明性の確保と効果の検証

学識経験者や県民等で構成する第三者機関を設置し、事業の内容検討・実績評価・効果検証などを行います。

3 検討の経緯

【平成19年度】

- ・森林保全に関する税制研究会(庁内会議) 3回開催
- ・森林環境税検討会議(庁内会議) 1回開催

【平成20年度】

- ・森林環境税ワーキンググループ会議(庁内会議) 5回開催
- ・森林環境税検討会議 1回開催
- ・ぐんまの森林と環境に関する県民意識アンケート調査実施 11月末終了

【平成23年度】

- ・森林環境税ワーキンググループ会議 2回開催

【平成24年度】

- ・森林環境税ワーキンググループ会議 1回開催
- ・森林環境税検討会議 3回開催
- ・森林環境税制に関する有識者会議(11月30日報告書提出) 6回開催(ほか現地調査1回)
- ・森林環境税導入に関する特別委員会(11月28日提言提出) 8回開催(ほか県外調査1回)
- ・ぐんま緑の県民税(仮称)制度案発表(12月17日)
- ・パブリックコメント(12月18日～1月16日) 30日間
- ・県民公聴会開催(12月18日、22日、23日) 3カ所
- ・市町村への説明(12月20日～1月15日) 35市町村長等
- ・経済団体等への説明(11月26日～3月31日) 159団体
- ・「森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例案」及び「ぐんま緑の県民基金条例案」の上程(2/18)、議決(3/19) 2月県議会
- ・上記の2つの条例公布(3月26日)

4 平成25年度の取り組み

(1) 県民・事業者への周知

平成26年度の導入に向け、県広報媒体による周知や地域の会合での説明、チラシの配置・配布など、県民・事業者の皆様の理解を得るため、丁寧な説明を行います。

(2) 事業内容の検討

市町村や森林・林業関係者から意見を聴取するとともに、学識経験者や県民等からなる第三者機関にも意見を聞き、詳細な事業内容の検討を行います。

《参考》

各県の導入状況(平成25年4月1日現在)

